

静岡県告示第241号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イ

2 指定区域

静岡県御殿場市神山字大野原1925番1202、1925番1356、1925番1357、1925番1358、1925番1359、1925番1711の各一部 以上6筆